

産 地 第 1 1 号
令和 6 年 6 月 1 7 日

関電不動産開発株式会社
代表取締役 藤野 研一 様

京都市長 松 井 孝 治

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

令和 5 年 1 0 月 3 1 日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友桂店

京都市西京区山田大吉見町 1 1 - 1 3

2 法第 8 条第 4 項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 1 9 年経済産業省告示第 1 6 号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- （1）設置者及び運営事業者は、大規模小売店舗立地法の趣旨を十分に理解していただくとともに、今後は、適正に届出を行うことを徹底してください。
- （2）隔地駐車場の廃止に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないように、速やかな対応を講じることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の近隣商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は病院、東側は警察署、西側は国道9号を隔てて店舗及び集合住宅、南側は住宅が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会においては、現在の駐車場の利用状況や、駐車場が不足する際の対応に関する質問及び意見が出されたほか、説明会開催時点ですでに南西駐車場に西友桂店の提携駐車場でなくなった旨の掲示がなされていることについても質問があった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更は、店舗南西の隔地駐車場の廃止に伴う駐車場の位置及び収容台数、駐車場の自動車の出入口の数及び位置等の変更であるが、併せて、利用実績に基づき、全体の収容台数を減少させるものである。

駐車場の収容台数の変更（減少）については、利用実績によれば、減少後の収容台数でもピーク時の利用客の在庫台数を満たす台数を確保している。また、駐車場の位置並びに出入口の数及び位置の変更については、隔地駐車場の減少であることなどから、周辺地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

（1）届出について

設置者及び運営事業者は、大規模小売店舗立地法の趣旨を十分に理解していただくとともに、今後は、適正に届出を行うことを徹底してください。

（2）駐車場について

隔地駐車場の廃止に伴い、今後、駐車場が満車になるなどの状況が生じた場合は、前面道路に滞留が生じないように、速やかな対応を講じることが望まれます。